

# 福岡県公報

令和 5 年 6 月 23 日  
第 408 号

## 目 次

### 告 示 (第430号 - 第444号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○鳥獣捕獲等事業の変更	(経営技術支援課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
<b>公 告</b>		
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○令和5年度屋外広告物講習会について	(都市計画課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………16
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………16
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………17
- 落札者等の公示 (企画課) ……………17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………17

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………17

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について (労働委員会事務局調整課) ……………20

雑報

- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………20
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………22
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………22
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………22
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………23
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………23
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………24
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………24
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………24
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財政課) ……………25

再掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) ……………25

告示

福岡県告示第430号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区能古 〃	石橋 孝行 多々羅 海輝	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧能古漁業協同組合及び旧福岡漁 業協同組合の地区（能古加入区）	小型底びき網漁業、 小型特定漁業、小型 一般漁業及び小型定 置網漁業

福岡県告示第431号

漁業共済の加入区の設定（平成26年8月福岡県告示第663号）の一部を次のように変更し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の5第4項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

特定のみ大川加入区	大川漁業協同組合の地区	のり養殖業	を
特定のみ大野島加入区	大野島漁業協同組合の地区	のり養殖業	
特定のみ上新田加入区	上新田漁業協同組合の地区	のり養殖業	
特定のみ大川加入区	大川市漁業協同組合の地区のうち 旧大川漁業協同組合の地区	のり養殖業	

特定の大野島加入区	大川市漁業協同組合の地区のうち旧大野島漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定の上新田加入区	大川市漁業協同組合の地区のうち旧上新田漁業協同組合の地区	のり養殖業

に改め、特

定のり柄杓田加入区の項、特定のみ宇島加入区の項及び特定のみ吉富加入区の項を削る。

### 福岡県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県	道	福岡線 志摩原	前	糸島市志摩岐志1289番2先から糸島市志摩小富士885番先まで	5.3 ～ 39.0	5,417.1
			前	糸島市志摩岐志1289番2先から糸島市志摩小富士885番先まで	11.0 ～ 66.7	5,297.3
			後	糸島市志摩岐志1289番2先から糸島市志摩小富士885番先まで	5.3 ～ 39.0	5,417.1
			後	糸島市志摩岐志1289番2先から糸島市志摩小富士885番先まで	11.0 ～ 77.5	5,297.3

### 福岡県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 志摩原	糸島市志摩岐志904番1先から糸島市志摩岐志36番1先まで

### 福岡県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田居274	パブリカ訪問看護ステーション	田川市大字弓削田233番地2	R5・5・31

### 福岡県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大介薬195	かなえ調剤薬局	新生堂薬局不知火病院前店	大牟田市大字手鎌987番1	R5・5・1
筑紫居130	訪問介護すもも	訪問介護hope	筑紫野市杉塚一丁目1-46	R5・4・1
福津居14	特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会	ゆーあいケア	福津市中央六丁目11-12	R5・4・1
宗遠居14	デイサービスセンターおんがーら愛愛	リハディオレンジ	遠賀郡遠賀町大字広渡1977-7	R5・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介薬195	新生堂薬局不知火病院前店	大牟田市大字手鎌955-3	大牟田市大字手鎌987番1	R5・5・1
田介薬74	はなぞの調剤薬局	田川市大字夏吉304-1	田川市大字夏吉262-2	R5・5・2
朝倉居53	訪問看護ステーションけんせい	朝倉市来春132	朝倉市甘木151番地4	R5・4・1
田居261	訪問介護 優笑	田川市白鳥町9番17号	田川郡大任町大字今任原2397番地1	R5・6・1
田川居139	訪問介護あい	田川郡福智町赤池628	田川郡福智町赤池1148番地の2	R4・5・1

福岡県告示第436号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和5年4月30日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

福岡県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	津和崎潤線	糸島市志摩津和崎171番先から糸島市新田446番1先まで

福岡県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生162	宗像いきまるクリニック 内科・糖尿病内科・皮膚科	宗像市自由ヶ丘九丁目1-1	R5・6・1

糸島地生133	べっぷ内科クリニック	糸島市志摩津和崎67 志摩クリニックビル1階	R5・5・1
粕生歯84	ユニバ通りむらせ歯科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	R5・5・1
春生歯109	春日原駅前歯科医院	春日市春日原北町三丁目58-1	R5・6・1
筑紫生歯95	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央二丁目6-10	R5・5・1
北筑後生歯6	ふきわけファミリア歯科	三井郡大刀洗町大字高樋2498-1	R5・5・1
大生歯229	ICOIデンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R5・3・1
豊生歯53	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋1159-1	R5・4・8
福津生薬45	さくら薬局 福間店	福津市花見が丘一丁目7-61	R5・6・1
田生薬97	みずほ調剤薬局	田川市大字楠1700-149	R5・5・1
春生訪18	ケアネットワークひゅうが	春日市ちくし台五丁目132-1	R5・1・13
大生訪28	訪問看護ステーション あくていぶ	大牟田市大字田隈445-5	R5・6・1
田生訪39	田川新生病院 訪問看護ステーション	田川市大字夏吉3638	R4・10・1

### 福岡県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大生315	医療法人徳丸医院	大牟田市大黒町一丁目31-8	R5・4・9

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地生127	べっぷ内科クリニック	糸島市志摩津和崎67	R5・4・30
粕生歯55	ユニバ通りむらせ歯科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	R5・4・30
筑紫生歯56	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央二丁目6-10	R5・4・30
八女生歯40	山本歯科医院	八女市本町650	R5・2・22
北筑後生歯3	ふきわけファミリア歯科	三井郡大刀洗町大字高樋2498-1	R5・4・30
大生歯101	吉田歯科医院	大牟田市東新町二丁目6-8	R5・4・30
大生歯227	ICOIデンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1 ゆめタウン大牟田1階	R5・2・28
飯生歯111	合屋歯科医院	飯塚市片島二丁目2-17	R5・5・16
飯生歯135	たけだ歯科	飯塚市赤坂488-1	R5・5・7
豊生歯51	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋1159-1	R5・3・31
田生薬70	みずほ調剤薬局	田川市大字楠字長谷1700番地149	R5・4・30
田川訪33	パブリカ訪問看護ステーション	田川市大字弓削田233番地2	R5・5・31

### 福岡県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生216	医療法人永和会末永病院	医療法人医心会 飯塚みつき病院	飯塚市幸袋124-1	R5・3・24
大生薬195	かなえ調剤薬局	新生堂薬局不知火病院前店	大牟田市大字手鎌987-1	R5・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
豊生歯50	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	豊前市大字岸井406-1	R5・5・1
大生薬195	新生堂薬局不知火病院前店	大牟田市大字手鎌955-3	大牟田市大字手鎌987-1	R5・5・1
田生薬74	はなぞの調剤薬局	田川市大字夏吉304-1	田川市大字夏吉262-2	R5・5・2
朝倉生訪2	医療法人社団医王会 訪問看護ステーションけんせい	朝倉市来春132番地	朝倉市甘木151-4	R5・4・1

福岡県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
------	--------	---------	-------

中生マ8	住田 明子（鍼灸訪問治療 赤ざる）	中間市東中間一丁目3-7	R5・4・21
飯生柔130	田中 蓮（爽美感整骨院）	飯塚市幸袋字新町243-1	R5・6・1
小生柔53	吉本 幸平（とも整骨院）	小郡市小郡632-8	R5・5・2
小生柔54	柴田 らみ（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R5・5・1
小生柔55	清武 俊太（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R5・5・1
像生柔139	川崎 亮太郎（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	R5・5・1
古生柔43	岡本 貴俊（ピース整骨院・整体院）	古賀市舞の里三丁目4-8	R5・6・1
嘉麻生柔24	松本 一行（あすなろ整骨院 碓井店）	嘉麻市上臼井1248-1	R5・5・3
宗遠生柔58	政次 琉維（わかば整骨院 中央台院）	遠賀郡岡垣町中央台四丁目1-8	R5・5・19
飯生はき41	山口 裕子（あすなろ針灸整骨院）	飯塚市楽市475-1	R5・5・1
田生はき19	公手 涼太（からだすこやか治療院 田川店）	田川市宮尾町4-5	R5・4・13
中生はき10	住田 明子（鍼灸訪問治療 赤ざる）	中間市東中間一丁目3-7	R5・4・21
粕生はき41	安藤 ひかる（からだすこやか治療院 糟屋店）	糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R5・5・15

福岡県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔125	仲道 寛樹（爽美感整骨院）	飯塚市幸袋字新町243-1	R5・5・11
柳生柔29	平川 大地（はしもとはり灸整骨院）	柳川市大和町鷹ノ尾532-23	R5・5・25
小生柔35	甲斐 謙慎（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R5・5・12
古生柔30	岡本 貴俊（むさし鍼灸整骨院）	古賀市花見東四丁目13-34	R5・1・31
春生はき9	岩谷 紘大（SMILE CARE鍼灸院）	春日市大字上白水8-2-303号	R5・5・31

## 福岡県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
み生柔29	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや） みやま市山川町立山1303-14	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや） みやま市山川町尾野1702	R5・5・1
み生はき7	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや） みやま市山川町立山1303-14	宮原 広衣（鍼灸接骨院 みや） みやま市山川町尾野1702	R5・5・1

## 福岡県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和5年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡早良線 大野城	那珂川市大字西畑592番4先から 那珂川市大字西畑913番3先まで

## 公 告

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を令和5年6月12日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業主体	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上伊加利土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	令和5年6月23日から 令和5年7月24日まで	田川市役所

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約事項の名称  
令和5年度コピー用紙単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日  
令和5年5月19日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	53,703,650 円
(2)	福岡（北）地区	株式会社HIRATA	福岡市中央区清川三丁目31番1号	37,921,730 円
(3)	福岡（南）地区	株式会社HIRATA	福岡市中央区清川三丁目31番1号	49,467,110 円
(4)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	33,919,600 円
(5)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	14,501,080 円
(6)	筑豊地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	29,134,820 円
(7)	筑後（北）地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	29,378,250 円
(8)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	23,747,020 円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 入札公告日  
令和5年4月4日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年6月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ筑紫店

(2) 所在地 筑紫野市筑紫683-2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年2月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,764平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物西側	104

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物西側	10
建物西側	8
合計	18

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物南側	48.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物南側	26.66

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前 7 時 00 分	午後 9 時 00 分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時 00 分から午後 8 時 00 分

## 公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項

の規定により筑後市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下  
水道課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画下水道 (令和 5 年 5 月 26 日筑後市告示第 111 号)

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 6 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称  
人事給与システム用機器等の賃貸借業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日  
令和 5 年 5 月 24 日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
三菱 H C キャピタル株式会社 九州支店
  - 住所  
福岡市博多区店屋町 1 番 35 号
- 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)  
111,675,300 円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日

令和5年4月11日

## 公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和5年8月23日	午前10時00分から 午後5時00分まで	久留米市六ツ門町8-1 5階 久留米シティプラザ 大会議室

### 2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

### 3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

### 4 受講手続及び受付期間

#### (1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、令和5年7月10日（月曜日）から7月24日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日の受付はしない

。

イ 郵便による受講申込みは、令和5年7月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

### 5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（電話092-643-3711）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宗像市須恵土地区画整理組合設立準備委員会から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 測量の種類

公共測量（3，4級基準点測量）

### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市須恵	令和5年3月25日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那珂川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
那珂川市大字南面里、大字成竹、大字埋金、大字上梶原、大字市ノ瀬、大字山田、大字西畑	令和5年3月29日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市全域	令和5年3月31日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年6月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 エフコープ粕屋店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1～15

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
B棟西側	10	B棟西側	9
建物敷地北側	8	建物敷地北側	9
合計	18	合計	18

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年6月5日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コメリパワー川崎店

(2) 所在地 田川郡川崎町田原宮迫1248-1外

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	建物敷地東側	2	建物敷地東側
4	建物外東側隔地駐車場東側及び西側	5	建物外東側隔地駐車場東側及び西側

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 届出年月日

令和5年6月5日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ大牟田八江店

(2) 所在地 大牟田市八江町58番1外

### 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

#### (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

### 4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年2月6日

### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,054平方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	42

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地南側	13

#### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	36

#### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	5.52

### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	午前9時00分	午前0時00分

#### (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分

#### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 （仮称）もちだんご村モールA地区
  - 所在地 直方市大字下境856番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名 称 （仮称）もちだんご村モールB地区
  - 所在地 直方市大字下境837番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ上宮永店
  - 所在地 柳川市上宮永町字北馬場143番外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 駐車需要の充足等交通に関する事項
    - 安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いいたします。
  - 歩行者の通行の利便の確保等
    - 安全確保のため警察及び道路管理者との協議を十分に行って頂くようお願いいたします。
  - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
    - 当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、分別の徹底、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めて下さい。
  - 防災・防犯対策への協力
    - 災害時の物資提供、一時避難場所としての駐車場敷地等の使用等についての協議検討をお願いします。

- ・防犯カメラの設置（道路方向）をお願いします。
- (5) 騒音の発生に係る事項
  - ・駐車場より発生する騒音に留意してください。
  - ・近隣住民等より公害に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ誠実に対応してください。
  - ・特定施設の設置、または特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守してください。
- (6) 廃棄物に係る事項等
  - ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（柳川市の許可業者への委託を含む）等を行い、家庭系ごみとしての排出はしないでください。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
  - ・都市計画法に基づく開発許可申請及び景観法、柳川市景観条例に基づく事前協議、届出が必要です。
- (8) その他
  - ・特にありません。

---

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 第2グリーンプラザ
  - (2) 所在地 春日市下白水南一丁目27番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 環境課 生活環境担当

店舗施設の建設場所は都市計画法の用途地域上、第1種中高層住居専用地域及び第2種住居地域に該当し、隣接して住居が建ち並んでいることから、搬入作業時間の厳守及びアイドリングストップの徹底をし、騒音対策をしっかり行っていただきますようお願いいたします。

併せて、駐車場等での騒音等に対する周辺住民への配慮、及び繁忙期など混雑が見込まれる際の交通整理員を配置することによる騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

- (2) 環境課 ごみ減量担当

特にありません。

- (3) 都市計画課 計画担当

特にありません。

- (4) 道路管理課 道路管理担当

特にありません。

---

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 エマックス・クルメ
  - (2) 所在地 久留米市東町316番地2号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 第2グリーンプラザ
  - (2) 所在地 春日市下白水南一丁目27番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フェスティバルガーデン上津
  - (2) 所在地 久留米市本山一丁目542番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ケーズデンキ久留米店
  - (2) 所在地 久留米市東合川五丁目2番10他35筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (1) 名称 ホームプラザナフコ直方店
    - (2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1外
  - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし
-

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年5月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか
- 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目6番4ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年5月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ユニクロ春日店
- 所在地 春日市大字下白水205番1の一部ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年5月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ユニクロ福岡新宮店
- 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目5番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市今在家字嶋巡123番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作562番1  
横大路 淳

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
福岡県県土整備部土木積算システム構築に係る業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県県土整備部企画課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年6月5日

### 4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名  
株式会社リサーチアンドソリューション

(2) 住所  
福岡市博多区上呉服町12-33

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
23,320,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告日  
令和5年4月18日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市南大橋三丁目851番2、851番3、852番1、852番3及び852番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区豊二丁目3番50号  
トヨタカローラ博多株式会社  
代表取締役 久恒 兼孝

## 監査委員

### 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 23 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一  
同 世 利 洋 介  
同 森 行 一  
同 大 島 道 人

5 教財第131号  
令和5年5月15日

福岡県監査委員 塩川正一 様  
同 利洋一 様  
同 世行一 様  
福岡県監査委員職務執行者 森島道人 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>特別支援教育就学奨励費の通学費について、隣接することども療育センター新光園への入所状況や放課後ダイサービスの利用の有無を確認して支給すべきところ、その確認を怠り、支給が過大、過小となっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給過大、過小分については、返納、追給を行った。</li> <li>・事務長は、会議を開催し、事務職員に対して、今回の事例について周知を行う、適正に事務を行うよう指導することとともに、チェック体制の強化を図ることとした。</li> <li>・生徒の通学実態を適切に把握するため、教職員から事務担当への報告の徹底、及び所属内での情報の共有化を図ることとした。</li> <li>・所属長は、上記取組が確実に行われているか確認する。</li> <li>・教育委員会は、特別支援教育就学奨励費事務担当者説明会で、本事例を取り上げ、改めて通学実態がない場合、通学費を支給できないことを周知することともに、事務処理手引きをより分かり易いものに改訂することとした。</li> <li>・また、再発防止のため、全所属に対し、適正な事務処理を徹底させるための通知文を発出した。</li> </ul>

## 労働委員会

### 公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年6月23日

福岡県労働委員会会長 徳永 響

氏名	委嘱年月日	現職等	備考
上田竹志	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪稔	令和3.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永響	令和3.11.26	弁護士	同上
所浩代	令和3.11.26	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
服部博之	令和3.11.26	弁護士	同上
丸谷浩介	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
森裕美子	令和3.11.26	弁護士	同上
金光千春	令和3.11.26	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑原忠志	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
先川勇司	令和3.11.26	九州電力労働組合本店支部執行委員長	同上
高田章男	令和3.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
藤田桂三	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
溝田由美子	令和4.7.12	全日本自治団体労働組合福岡県本部特別執行委員	同上
吉村淳治	令和3.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	令和3.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
内場千晶	令和3.11.26	株式会社九電工理事ダイバーシティ推進室長	同上

小川浩二	令和5.6.9	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長兼経営企画担当長	同上
熊手艶子	令和3.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	令和3.11.26	株式会社井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
中村年孝	令和3.11.26	福岡県経営者協会専務理事	同上
吉村達也	令和3.11.26	博多バスターミナル株式会社代表取締役社長	同上
山下昇	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員
隈本泰清	令和3.11.26	U Aゼンセン福岡県支部顧問	前労働者委員
島添幹子	令和3.11.26	全日本自治団体労働組合福岡県本部特別執行委員	同上
谷川由利子	令和3.11.26	総合メディカル株式会社取締役常務執行役員	前使用者委員
宮田克彦	令和3.11.26	西日本鉄道株式会社顧問	同上
白鳥義文	令和4.4.8	福岡県労働委員会事務局長	
大久保近	令和5.4.14	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
浜田康之	令和5.4.14	福岡県労働委員会事務局審査課長	

## 雑報

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名

称 第2443回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 900,000,000円  
1組10万通 45組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和5年10月21日から  
令和5年11月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 405,400,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,120,640円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 77,490,000円
- 9 受託申請期限 令和5年7月7日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2444回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 令和5年10月25日から  
令和5年11月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,900,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,381,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,680,000円
- 9 受託申請期限 令和5年7月7日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2445回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
1組10万通 50組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 令和5年11月15日から  
令和5年12月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 219,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,781,690円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 45,850,000円
- 9 受託申請期限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2446回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
600万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和5年11月29日から  
令和6年1月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 570,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 121,598,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 61,800,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2447回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和5年12月6日から  
令和5年12月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 285,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 60,815,700円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,900,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2448回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,800,000,000円

1組10万通 90組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円  
 4 発 売 期 間 令和5年12月23日から  
 令和6年1月16日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 802,900,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 124,060,090円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 154,980,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2449回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 200,000,000円  
 1組10万通 20組  
 3 証 票 金 額 1枚 100円  
 4 発 売 期 間 令和6年1月4日から  
 令和6年1月23日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 83,900,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 14,663,990円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 18,340,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2450回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 1,000,000,000円  
 500万通  
 3 証 票 金 額 1枚 200円  
 4 発 売 期 間 令和6年1月4日から  
 令和6年3月5日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 475,000,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 101,090,000円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 51,500,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2451回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
1組10万通 70組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年1月17日から  
令和6年2月13日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 630,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 97,492,890円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 120,540,000円
- 9 受託申請期限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2452回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年2月14日から  
令和6年3月5日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,381,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,680,000円
- 9 受託申請期限 令和5年7月7日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2453回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円  
4 発 売 期 間 令和6年3月6日から  
令和6年3月26日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円  
6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 22,037,290円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 27,510,000円  
9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年6月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2454回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 600,000,000円  
1組10万通 30組  
3 証 票 金 額 1枚 200円  
4 発 売 期 間 令和6年3月16日から  
令和6年3月31日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 265,900,000円  
6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 41,748,190円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 51,660,000円  
9 受 託 申 請 期 限 令和5年7月7日

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

#### 福岡県告示第429号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和5年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特定危険薬物の名称  
(1) 化学名 2 - [ ( 4 - エトキシフェニル ) メチル ] - 5 - ニトロ - 1 - [ 2 - ( ピペリジン - 1 - イル ) エチル ] - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール及びその塩類  
(2) 化学名 ( 2 R , 3 R ) - 2 - ( 3 - クロロフェニル ) - 3 - メチルモルフォリン、( 2 S , 3 S ) - 2 - ( 3 - クロロフェニル ) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類  
(3) 化学名 N - ( アダマンタン - 1 - イル ) - 1 - ( 4 - フルオロプロチル ) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類  
2 指定の理由  
他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。  
3 施行期日  
令和5年6月22日